裁決手続の開始を決定したので、 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、 次のとおり公告する。 土地収用の

令和五年三月六日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一起業者

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

代理人 中国地方整備局長 森戸 義貴

事業の種類

一般国道二号改築工事 (岩国 • 大竹道路) (広島県大竹市小方二丁目地内から同市元町

四丁目地内まで)

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

収用の部分に関する事項

二御 大島 市 目	所在	
1 1 1 1 1	地	
番	番	
田	公簿	地
道衆用	現況	目
六七	公 簿 (°m)	地
二一四八六	実 測 (°m)	積
(別紙のとおり一八六・二四	で配) する土地の面積 裁決手続を開始	

四 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし、

土地登記名義人(亡)浜崎清相続人

持分六十分の四

(氏名) 立川 清美

(住所) 千葉県流山市平和台四丁目六七番地の一七

持分六十分の四

(氏名) 村上 しのぶ

(住所) 広島県広島市佐伯区五日市駅前二丁目一七番二二―

持分六十分の四

(氏名) 濱崎 公實

(住所) 広島県大竹市立戸二丁目一番一二号

持分六十分の十二

(氏名) 濱﨑 均

(住所) 広島県廿日市市丸石四丁目一番三七号

持分六十分の六

(氏名) 濱﨑 清子

(住所) 広島県大竹市立戸三丁目一三番二七号

持分六十分の二

(氏名) 西本 みどり

(住所) 広島県廿日市市宮内一七八七番地

持分六十分の二

(氏名) 濱﨑 秀通

(住所) 広島県大竹市立戸三丁目一三番二七号

持分六十分の二

(氏名) 濱﨑 勝将

(住所) 山口県岩国市黒磯町一丁目六番九号 A

持分六十分の九

(氏名) 薮井 馨

(住所) 広島県廿日市市六本松二丁目二〇番四号

持分六十分の二

(氏名) 木元 忠誠

(住所) 広島県大竹市立戸三丁目二番七号

持分六十分の一

(氏名) 河野 智子

(住所) 広島県広島市安芸区中野三丁目五九番二五―七―二二号

持分六十分の十二

(氏名) 濱﨑 道男

(住所) 千葉県松戸市大谷口二六五番地の一 オー ~ ル新松戸二〇二号

又は大竹市

五. 土地に関して権利を有する関係人の氏名、 住所及びその権利の種類

なし

六 土地収用の裁決手続の開始を決定した日

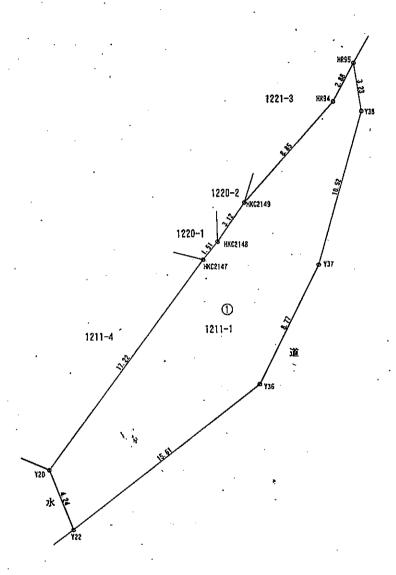
令和五年二月十四日

実 測 平 面 図

大竹市御園二丁目 1211番1



縮尺 S=1:250



地番	1211-1		•,			
① 収用しようとする土地						
測点	標 識	X 座 標	Y; 座 標	辺 長		
Y20	コンクリート杭	-195931. 206	4305. 352 `	4. 24		
Y22 ·	木杭	-195935. 147	4306. 933	15. 61		
Y36	木杭	-195925. 564	4319. 262	8. 77		
Y37	木杭	-195917. 704	4323, 169.	10. 52		
Y38	・木杭	-195907. 570	4326. 008	3. 23		
HR95	金属鋲	-195904. 378	. 4325. 505	2. 88		
HR94	金属鋲	-195906. 930	4324. 153	8. 85		
HKC2149	コンクリート杭	-195913. 573	4318. 292	3. 12		
HKC2148	コンクリート抗	-195916. 146	4316. 510	1. 51		
HKC2147	コンクリート杭	-195917. 330	4315. 563	17. 22		
倍 面 積 372.482505			182505			
-	. 面 積 186. 2412525			2412525		
		地積	. 186. 1	24 m		

・収用しようとする土地の面積 ① 186.24mi

. 凡	例	
収用し	ようとする	土地
使用し	ようとする	土地